

保育料の算出方法について(福生市で課税されている場合)

1 会社員等の方(給与から住民税を引かれている方)

- (1) 保護者ごとの市民税の所得割額を算出します。
- (2) 毎年、5月か6月頃に会社から渡される「給与所得等にかかる特別徴収税額の決定通知書」の「市民税」の欄をご覧ください。
- (3) 階層を決定する市民税所得割額は、「**税額控除前所得割額(A)ー調整控除額(※)**」となります。

※ 住宅借入金等特別控除、配当控除等の税額控除が無い場合は、B=調整控除額なので「A-B=C」となります。

調整控除以外の住宅借入金等特別控除、配当控除等の税額控除がある場合は、「A-(B-調整控除以外の税額控除)」となります。

- (4) 給与以外に不動産所得等があつて、給与から住民税を引かれている以外に別途納付書等で住民税を納付している方は、次ページの「住民税(市・都民税)納税通知書」の市民税所得割額を合算してください。
- (5) 保護者毎の市民税の所得割額を合算し、保育料表にあてはめてください。

平成 年度 給与所得等に係る住民税(市・都民税) 特別徴収税額の決定・変更通知書(納税義務者用)

所得	給与収入		主たる給与以外の合算所得区分	課税標準	総所得③	
	給与所得			山林所得		
	その他の所得計			分離短期譲渡		
			総所得金額①			
所得控除	雑損		障・寡・勤			
	医療費		配偶者			
	社会保険料		配偶者特別			
	小規模企業共済		扶養			
	生命保険料		基礎			
地震保険料			所得控除合計②			
(摘要)						

税額	市民税	税額控除前所得割額④	A
		税額控除額⑤	B
		所得割額⑥	C
	都民税	均等割額⑦	
		税額控除前所得割額④	
		税額控除額⑤	
		所得割額⑥	
		均等割額⑦	
		特別徴収税額⑧	
		控除不足額⑨	
		既充当額⑩	
		既納付額⑪	
	変更前税額⑫		
	増減額(⑧-⑫)		
	変更月	月	

受給者番

住

あなたの特別徴収税額を左記の
また、この通知書に記載されてい
立てをすることができます。ただし、
不服による賦課処分の取消しは、申
立てして6か月以内に福生市を被告と
なお、処分の取消しの際は、申
てをした日から3か月を経過しても
の緊急の必要があるとき、⑬その
提起することができます。ただし、
万税法第19条、行政不服審査法第

平成 年 月

納付額	6月分	
	7月分	
	8月分	

問合せ先 東京都 福生

2 自営業等の方(口座振替や納付書で住民税を納付している方)

- (1) 保護者ごとの市民税の所得割額を算出します。
- (2) 毎年、6月頃に市が送付する「住民税(市・都民税)納税通知書」の欄をご覧ください。
- (3) 階層を決定する市民税所得割額は、「**総所得(A) + 分離(B) - 調整控除額(C)**」となります

※ 分離所得がない場合は、「A-C」となります。

分離所得のみの場合は、調整控除額はありませので、「B=市民税所得割額」となります。

- (4) 保護者毎の市民税の所得割額を合算し、保育料表にあてはめてください。

平成 年度 住民税(市・都民税)納税通知書

同封の納付書により納期限までに納めてください。

平成 年 月 日

福生市長

★同封の納付書は直接機械で処理しますので汚したり折り曲げたりしないでください。

個人番号

◎住民税は、1月1日現在に住所を有する市区町村で課税されます。そのため、1月2日以降に転出等をした場合でも福生市で今年度の住民税が課税されます。

課税明細書

1 総合課税所得 (単位:円)			2 分離課税所得 (単位:円)		
給与	給与	利子	短期譲渡	上場株式等配当	
専従給与	所年金雑	配当	短期特控	先物取引	
公的年金等	その他雑	短期譲渡	長期譲渡	山林	
	営業等	長期譲渡	長期特控	退職	
	農業	一時	株式等(未公開)	純損失	
	不動産	総所得	株式等(上場)	雑損失	
3 控除額 (単位:円)			4 課税標準額 (単位:円)		
寡婦	特定人	同居寡妻	雑損	地震保険	
寡夫	同居老人	扶養特別	医療費		
障害	老人	普通	社会保険		
勤学	一般	配偶者	小規模	基礎	
	年少	配特	生命保険	控除計	
総所得	分離短期	分離長期	先物取引	株式・山林	

平成 年 月 日現在

給与所得に係る住民税は特別徴収されます

住民税の特別徴収とは、毎月の給与からの天引きによる納税制度です。地方税法及び条例で規定されています。また、複数の会社等から給与収入がある方は、合算して主たる給与から特別徴収されます。

●たいへん便利な制度です

- ・納税忘れがなくなります。(延滞金の心配がありません。)
- ・納税のために金融機関等に行く手間が省けます。
- ・年4回払いの普通徴収よりも、年12回払いの特別徴収の方が1回あたりの負担が少なくて済みます。

●特別徴収の流れ

- ・1月
 - 会社等から市に、法令の定めるところにより給与支払報告書が提出されます。
 - ・5月中旬
 - 市から会社等に、特別徴収税額の決定通知書及び納入書などを送付します。
 - ・6月頃
 - 会社等から従業員の方に税額の決定通知書(納税義務者用)が配布されます。
 - ・6月の給料日
 - 初回の天引きを開始します。(翌年5月まで毎月)
- (退職した場合)
 - 退職以降翌年5月までの分が普通徴収に切り替わります。ただし、1月以降に退職した場合は、5月までの残りの住民税が最後の給与から一括徴収されます。

●中途就職された方へ

普通徴収から特別徴収(給与天引き)への切替えをすることができます。普通徴収の納付書を会社の給与担当者に渡し、会社が特別徴収への切替申請書を市役所に提出することで特別徴収へ切り替わります。

《税額》

市県民税	算出所得割額		調整控除額	住宅借入金等特別税控除額	その他税額控除等(寡婦金・外国・配偶等)	配当割額・株式譲渡所得割額控除額	所得割額	均等割額
	総所得	分離						
市民税	A	B	C					
県民税								

年税額	円
給与からの特別徴収税額	
公的年金等からの特別徴収税額	
普通徴収税額	
差引普通徴収税額	
所得割額から控除することができた税額(延滞金・滞り金)控除額	
普通徴収税額	

《普通徴収による各納期の納付額及び納期限》

期別	納付額	配当割額・株式譲渡所得割額控除額	充当後納付額	納期限
第1期				
第2期				
第3期				
第4期				

《公的年金等から特別徴収する額及び徴収月》

徴収月	仮特別徴収税額	徴収月	特別徴収税額	特別徴収を行う公的年金等の支払金の名称及び種類	徴収月	仮特別徴収税額
				安撫者の名称		
				公的年金等の種類		